

# 香取市 市及び市長交際費支出ならびに公表に関する基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、市長及び副市長(市長代理としての副市長、部長等を含む)が、市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という)の支出及び公表の基準について、必要な事項を定めるものとする。

## (責務)

第2条 交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲で、かつ支出金額が必要最小限の金額となるよう、常に努めなければならない。

## (支出項目)

第3条 交際費の支出項目は、会費、祝金、弔慰金、賛助金およびその他とする。

## (支出範囲)

第4条 交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げる通りとする。

- (1) 会費 市に關係する各種団体が催す行事等への出席に伴う必要な会費
- (2) 祝金 市政運営に關係する又は市に貢献のある団体又は個人の慶事に際する支出
- (3) 弔慰金 市政関係者又はその配偶者、父母に対する香典及び供花等に係る経費
- (4) 賛助金 公益性が特に認められた各種団体への賛助・協賛に要する経費
- (5) その他 表敬訪問者等への記念品・手土産品代等に要する経費のほか、上記に属さないもので市長が特に必要とみとめたもの

2 前項に規定するもののほか、市長が特に支出の必要があると認める場合は、その都度決定して支出する

## (支出基準)

第5条 交際費の支出基準は、別表に定めるとおりとする。

## (公開)

第6条 この基準は公開し、また、この基準に基づく交際費の執行状況については、公表する。

2 前項に規定する公表は、当月分を翌月の20日までに行うものとする。ただし、20日が休日の時は、その翌日とする。

3 公表する内容は、支出月日・行事等件名・支出金額・支出項目とする。

4 公表の方法は、香取市ホームページに掲載するとともに、市長が指定する場所において閲覧に供するものとする。

## (個人情報の保護)

第7条 交際費の公表にあたっては、香取市個人情報保護条例(平成18年3月27日条例第16号)に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

## (見直し)

第8条 この基準は、交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

## (その他)

第9条 この基準に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。